

利用規約（会員外）

1. 参加申込み

土木学会個人正会員以外の方が土木学会継続教育（CPD）制度を利用するには、本会の定めた手続きにより「CPD 登録メンバー」の申し込みを行い、「CPD 登録メンバー証」の交付を受ける必要があります。

2. 利用できるサービス

「CPD 登録メンバー」は以下のサービスを利用することができます。

- 1) 土木学会継続教育（CPD）システムの利用
 - ・ 本会のデータベースへの利用者本人の CPD 記録の登録
 - ・ 本会が登録した CPD 記録（自動登録）および利用者本人が登録した CPD 記録（自己登録）の確認
- 2) 利用者本人からの申請による「継続教育記録登録証明書」の発行

3. 登録料・年間利用料

「CPD 登録メンバー」となるためには、本会からの請求に基づき、以下の費用のお支払いが必要です。

- 1) 登録利用料：7,000 円（初回メンバー登録時のみ、3 月末までの年間利用料を含む）
- 2) 年間利用料：6,000 円（継続利用時。毎年お支払いが必要です。毎年 4 月に継続利用分（4 月～翌年 3 月）の請求書を登録済み住所宛に送付いたします。）

4. CPD 記録の取消し

「CPD 登録メンバー」の資格を喪失した場合、もしくは利用者本人が登録した記録に虚偽が見つかった場合には、利用できるサービスを停止し、既に登録された CPD 記録を抹消します。抹消した記録は復旧されません。

5. CPD 登録メンバー証の使用

講習会等の参加を「CPD 登録メンバー証」により記録する際には、必ず利用者本人が使用して下さい。代行登録等の不正が判明した場合には、利用できるサービスを停止することがあります。

6. 登録された CPD 記録の取扱い

- 1) 本会は、登録された CPD 記録を利用者本人の同意を得ないで第三者に開示または提供はいたしません。
- 2) 利用者本人の指摘により、本会が自動登録した CPD 記録に誤りがあると認められた場合には、速やかに記録の訂正を行います。また本会が誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 3) 利用者本人から「ステータスチェック申請」「継続教育記録登録証明書発行申請」があった場合には、本会は登録された CPD 記録の内容確認を行います。その際に、本会が誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 4) 登録された CPD 記録はサンプリングによる監査を実施することがあります。その際は、エビデンスを提示していただくことがありますので、必要最小限の参加記録等を保管しておいて下さい。

7. CPD 登録メンバーの利用終了（解約）

- 1) 「CPD 登録メンバー」が本制度の利用を終了する場合は、技術推進機構まで「CPD 登録メンバー」の利用終了を申し出て下さい。この場合、納入された登録利用料、年間利用料は返却いたしません。
- 2) 「CPD 登録メンバー」の利用を終了し、本会に個人正会員として入会される場合にも、納入された登録利用料、年間利用料は返却いたしません。ただし、既に登録された CPD 記録を移行することは可能です。

(2019年1月17日 土木学会技術推進機構)